質問第一九号昭和五十七年七月十日提出

新聞配達に従事する女子従業員の早朝労働に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年七月十日

提出者

藤原ひろ

子

長 福 田 一殿

衆

議

院

議

_

新 聞 配 達 に 従 事 す る 女 子 従 業 員 \mathcal{O} 早 朝 労 働 に 関 す る 質 間 主 意 書

今 Ė 、 新 聞 は、 玉 民 生 活にとつて欠くことのできな V) 7 ス • メデ イアとして、 ま す ます 重 要に

な つていることは、 万人の認めるところであ り、 新 聞 販 売 労働者は、 新聞事業を行 つてい くうえ

で不可欠の存在であることは言をまたないところである。

L カゝ し、 \mathcal{O} 新 聞 販 売 労働 者 は、 週 __ 日 \mathcal{O} 休 み É なく低賃 金で過 酷 な 労働 条 件 . の 下 に 置 か れ

7

いる。

今年二 月 九 月 社 寸 法 人 日 本 新 聞 協 会 販 売 委 員 会 (委 員 長 丸 Щ 巖 は、 初 村 労 働 大 臣 に 対

新 聞 配 達 に 従 事 す る女子 従 業員 \mathcal{O} 早 朝 労 働 に 関 L 再 度 要 望 \mathcal{O} 件 と 7 う 表 題 \mathcal{O} 要 望 書 を 提 出

た。

同 要望 書によれば、 日 本新聞 協会は、 新聞配達に従事する満十八歳以上の女子従業員の早朝 労

働 に つ 7 て、 労 働 基 準 法 に ょ る 規 制 \mathcal{O} 適 用 除 外 **(**労 働 基 準 法 \mathcal{O} 深 夜 業 制 限 規 定 を 解 除 女子 \mathcal{O}

健 康 及 び 福 祉 に 有 害 で な 1 業 務」 に 指 定すること、 又 は 満 + 八 歳 以上 0) 女 子 従 業 員 が 早 朝 兀 時

から就労できるように措置することを要望している。

れ は 労働 基 準 法 第 六 十二条 (深 夜業) 第 項 本文 「使用 者は、 満 十八才に満たない · 者 文は 女

子 を 午 後 + 時 カゝ 5 午 前 五. 時 まで \mathcal{O} 間 に お 7 て使 用 して は なら な \ . \vdots 0 女子学 働 者 \mathcal{O} 深 夜 業

禁 止 規 定 \mathcal{O} 改 悪 を 求 8) る ŧ 0) で あ る。

れ 12 対 L て、 全 玉 販 売 労 働 組 合 協 議 会 は、 今 户 日 新 聞 販 売 労 働 者 に ځ つ て \mathcal{O} 急 務 が、 新 聞 \mathcal{O}

販 売 過 当 競 争 を な < し、 労 働 条 件 \mathcal{O} 抜 本 的 改 善 を 行うこと で あ るとき、 日 本 新 聞 協 会 \mathcal{O} 今 口 \mathcal{O} 要

望 は、 れ 5 \mathcal{O} 急 務 に 目 をふ さぎ、 過 酷 な 新 聞 販 売 労 働 者 \mathcal{O} 労 働 実 態 を 無 視 L た 不 当 な 内 容 で あ

ると強く反対を表明しているところである。

この 日 本 . 新 聞 協 会 \mathcal{O} 要望 は、 その 扱 ١ ر に ょ つて は、 単 に、 新 聞 販 売労働 者 の問 題 に とどま 5

ず、 日 本 \mathcal{O} 労 働 者 \mathcal{O} 権 利 کے 生 活 に 悪 影 響 を 及 ぼ す 性 格 \mathcal{O} ₽ \mathcal{O} で あ る。

そこで、次の事項について質問する。

政 府 は、 財 寸 法 人 日 本 新 聞 協 会 がが 提 出 L て 1 る 同 要 望 書 12 対して、 どの ように 扱うの か 見 解

を明らかにされたい。

新 聞 販 売 事 業 0 場 合 に つ ζ, て は、 労働 基 準 法 12 抵 触 す る 事 業 所 が 多 **,** \ とい う指 摘 もされ 7 1

るところで あ る が 政 府 として は、 そ \mathcal{O} 実 情 に 0 **\ て、 سلح *O* ように 把 握 を L 7 7 る か。

三 政 府 は、 こ の ょ う な 労 働 基 準 法 違 反 に 対 す る 改 善 B 労 働 条 件 改 善 \mathcal{O} た 8 に、 ど (T) よう な措 置

をとり、行政指導を行つてきたか。

兀 政 府 は、 労 働 基 準 法 違 反 を 根 絶 L 適 切 な 行 政 指 導 を 行 う た \Diamond に、 新 聞 販 売 事 業 所 に 0 *(* \ て、

賃 金 労 働 時 間 を 含 む 調 査 的 監 督 を 全国 的 に 行うべきと考えるが **,** \ か が か。

右質問する。